

# 千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要領

平成12年4月1日制定

平成17年4月1日改正

平成25年4月1日改正

令和4年4月1日改正

## (目的)

第1条 この要領は、千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第17条の規定により、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、要綱に定めるところによる。

## (排出事業者の協議等に係る様式)

第3条 要綱の規定により排出事業者が提出することとなる書類の様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要綱第3条第1項の協議書の様式 様式第1号
- (2) 要綱第3条第2項の誓約書の様式 様式第2号
- (3) 要綱第6条第1項の変更協議書の様式 様式第3号
- (4) 要綱第6条第3項の届出書の様式 様式第4号
- (5) 要綱第9条の実績報告書の様式 様式第5号

## (処分業者の処分計画書等に係る様式)

第4条 要綱の規定により処分業者が提出することとなる書類の様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要綱第13条第1項の処分計画書の様式 様式第6号
- (2) 要綱第15条の実績報告書の様式 様式第7号

## (変更協議書に添付する書面)

第5条 要綱第6条第1項に規定する変更協議書に添付する書面にあつては、変更に係る書面に限るものとする。

## (通知書等)

第6条 要綱第7条第2項の規定により排出事業者が受託者に交付する通知

書の写しには、協議書又は変更協議書の写しを含むものとする。

(書類の提出部数)

第7条 排出事業者の協議等に係る様式第1号及び様式第3号にあつては、正副2部を市長に提出するものとする。

2 様式第4号から様式第7号にあつては、1部を市長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

県外産業廃棄物の市内最終処分協議書

(あて先) 千葉市長

住 所  
 排出事業者 電話番号  
 氏 名  
 (法人にあつては主たる  
 事業所の所在地, 名称  
 及び代表者の氏名)

千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により次のとおり関係書類を添えて協議します。

排 出 事 業 場	名 称				
	所 在 地				
	産業廃棄物管理 責任者の氏名				
発 注 者 (排出事業場が 建設工事現場で ある場合に限る)	氏 名				
	住 所				
	代 表 者				
市内最終処分を する産業廃棄物	種 類				
	数量 (単位)	( )	( )	( )	
市内最終処分を行う期間		年 月 日	~	年 月 日	
市 分 内 の 最 受 託 処 者	産業廃棄物 収集・ 運搬業者	氏 名			
		住 所			
		許 可 番 号	市内		県外
	産業廃棄物 処分業者	氏 名			
		住 所			
		許 可 番 号			
運 搬 先 の 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	名 称				
	所 在 地				
	処 分 の 方 法	1 安定型	2 管理型	3 遮断型	
市内最終処分を行おうとする理由					

受 付 印

1. 市内最終処分をする産業廃棄物の数量は、m<sup>3</sup>, t, kg, kl の内該当するものを記載すること。
2. 市内最終処分をする産業廃棄物が混合廃棄物である場合は、その内訳を記載すること。
3. 収集・運搬業者が複数の場合は、別紙に記載すること。
4. 市内最終処分を自ら行おうとする場合は、その旨を市内最終処分の受託者欄に記載すること。
5. 運搬先の産業廃棄物処理施設が複数の場合は、産業廃棄物処理施設ごとに協議書を提出すること。

誓 約 書

(あて先) 千葉市長

排出事業者 住 所  
電話番号  
氏 名  
(法人にあっては主たる  
事業所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

当事業所から排出する産業廃棄物の千葉市内への運搬又は千葉市内での処分を行うに当り次のとおり誓約します。

- 1 産業廃棄物の処理に当っては、中間処理又は最終処分に至るまで排出事業者としての責任を自覚し、収集・運搬業者及び中間処理業者又は最終処分業者を十分指導監督するとともに、問題が生じた場合は、貴職の指導に従います。
- 2 産業廃棄物の処理に当り、産業廃棄物管理責任者を置き、産業廃棄物管理票により適正に管理します。
- 3 産業廃棄物の処理に関し、帳簿を備え付け、5年間保存するとともに、帳簿の記載事項について報告を求められた場合は、速やかに報告書を提出します。
- 4 当事業所に対する現地調査には、進んで協力します。
- 5 千葉県内の排出事業場から排出される産業廃棄物を優先して処分するために処分業者から協力要請があった場合にはこれに従います。
- 6 万一処分を委託した産業廃棄物が不法投棄された場合は、自らの責任でその不法投棄物の撤去及び不法投棄地の原状回復を行います。
- 7 有害物質に係る溶出試験又は含有量試験の実施を求められた場合は、速やかに実施し、その分析証明書の写しを提出します。
- 8 市内処分等を行う期間内に、処理業の許可期限が到来する場合は、処理業の許可の更新の有無を確認します。

なお、処理業の許可の更新がなされていないときは、ただちに市内処分等を中止します。

- 9 その他市内処分等を行うに当って法令及び千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱を遵守し、産業廃棄物の適正処理に努めます。

県外産業廃棄物の市内最終処分変更協議書

(あて先) 千葉市長

住 所  
 排出事業者 電話番号  
 氏 名  
 (法人にあっては主たる  
 事業所の所在地, 名称  
 及び代表者の氏名)

年 月 日付け 千環産(廃)第 号で通知のあった県外産業廃棄物の市内最終処分については、次の事項を変更したいので、千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第 6 条第 1 項の規定により次のとおり関係書類を添えて協議します。

変 更 事 項			内 容		
市内最終処分をする 県外産業廃棄物	新	種類			
		数量	( )	( )	( )
	旧	種類			
		数量	( )	( )	( )
市内最終処分を行う期間		新	年 月 日～ 年 月 日		
		旧	年 月 日～ 年 月 日		
市内最終 処分等 受託者  (収集運搬・ 処分)	新	氏 名			
		住 所			
		許 可 番 号			
	旧	氏 名			
		住 所			
		許 可 番 号			
運搬先の 産業廃 棄物処 理施設	新	名 称			
		所 在 地			
		処分の方法	1 安定型 2 管理型 3 遮断型		
	旧	名 称			
		所 在 地			
		処分の方法	1 安定型 2 管理型 3 遮断型		
変更予定年月日					

受 付 印

1. 市内最終処分をする産業廃棄物の数量は、m<sup>3</sup>、t、kg、kl の内該当するものを記載すること。
2. 市内最終処分をする産業廃棄物が混合廃棄物である場合は、その内訳を記載すること。
3. 市内最終処分等の受託者欄は、収集運搬、処分の内該当するものを丸で囲むこと。

別紙（様式第3号関係）

変更後の内容

排出事業場	名称				
	所在地				
	産業廃棄物管理責任者の氏名				
発注者  (排出事業場が建設工事現場である場合に限る)	氏名				
	住所				
	代表者				
市内最終処分をする産業廃棄物	種類				
	数量(単位)	( )	( )	( )	( )
市内最終処分を行う期間		年 月 日～ 年 月 日			
市内の最終託処者	産業廃棄物収集・運搬業者	氏名			
		住所			
		許可番号	市内		県外
	産業廃棄物処分業者	氏名			
		住所			
		許可番号			
運搬先の産業廃棄物処理施設	名称				
	所在地				
	処分の方法	1 安定型    2 管理型    3 遮断型			
市内最終処分を行おうとする理由					

1. 市内最終処分をする産業廃棄物の数量は、m<sup>3</sup>、t、kg、klの内該当するものを記載すること。
2. 市内最終処分をする産業廃棄物が混合廃棄物である場合は、その内訳を記載すること。
3. 収集・運搬業者が複数の場合は、別紙に記載すること。
4. 市内最終処分を自ら行おうとする場合は、その旨を市内最終処分の受託者欄に記載すること。

県外産業廃棄物の市内処分等変更届出書

(あて先) 千葉市長

住 所  
 排出事業者 電話番号  
 氏 名  
 (法人にあつては主たる  
 事業所の所在地, 名称  
 及び代表者の氏名)

年 月 日付け 千環産(廃)第 号で通知のあつた県外産業廃棄物の市内処分等については、次の事項を変更したので、千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第 6 条第 3 項の規定により次のとおり関係書類を添えて届出します。

排出事業者	氏 名	新
	住 所	
	代 表 者	
排出事業者	氏 名	旧
	住 所	
	代 表 者	
排 出 事 業 場 の 名 称		新
		旧
産 業 廃 棄 物 管 理 責 任 者 の 氏 名		新
		旧
変 更 年 月 日		

受 付 印

県外産業廃棄物の市内処分等実績報告書

(あて先) 千葉市長

住 所  
 排出事業者 電話番号  
 氏 名  
 (法人にあつては主たる  
 事業所の所在地, 名称  
 及び代表者の氏名)

千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第 9 条の規定により 年度の処分実績  
 を次のとおり報告します。

排 出 事 業 場	名 称			
	所 在 地			
産業廃棄物管理責任者の氏名				
通知書の日付及び番号		年 月 日	第 号	
運搬先の産業廃棄物処理施設の 名称及び許可番号			許 可 番 号	第 号
産業廃棄物の処分の方法		最終処分 ( 型)		

廃棄物の種類	処分実績 (単位)	廃棄物の種類	処分実績 (単位)
	( )		( )
	( )		( )
	( )		( )
	( )		( )
	( )		( )
	( )		( )
	( )		( )
	( )		( )
	( )	合 計	( )

受 付 印

1. 県外産業廃棄物の運搬先の産業廃棄物処理施設が複数ある場合は、運搬先の施設ごとに記載すること。
2. 処分実績の単位は、m<sup>3</sup>, t, kg, kl の内、該当するものを記載すること。
3. 但し、最終処分を行った廃棄物の種類の単位は統一すること。



産 業 廃 棄 物 処 分 計 画 書

(あて先) 千葉市長

住 所  
 処分業者 電話番号  
 氏 名  
 (法人にあっては主たる  
 事業所の所在地, 名称  
 及び代表者の氏名)

千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第 1 3 条の規定により次のとおり 年度の  
 の処分計画書を提出します。

産業廃棄物 処 理 施 設	名 称	
	所 在 地	
	処 分 の 方 法	1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
	残 存 容 量	

産業廃棄物の処分予定量 (総括表)

単位 : m<sup>3</sup>, t, kg, kl

	処 分 予 定 数 量				処 分 予 定 数 量		
	計	県内物	県外物		計	県内物	県外物
4 月				11 月			
5 月				12 月			
6 月				1 月			
7 月				2 月			
8 月				3 月			
9 月				合 計 (県内外別 割合)	( 1 0 0 % )	( % )	( % )
10 月							

受 付 印

1. 種類別の処分予定量は、別紙に記載すること。
2. 処分予定数量の単位は、m<sup>3</sup>, t, kg, kl の内該当するものを丸で囲むこと。

許可番号	
------	--

別紙（様式第6号関係）

産業廃棄物の処分子定量（産業廃棄物の種類別）

〔種類： 〕

単位：m<sup>3</sup>、t、kg、kl

	処 分 予 定 数 量				処 分 予 定 数 量		
	計	県内物	県外物		計	県内物	県外物
4 月				11 月			
5 月				12 月			
6 月				1 月			
7 月				2 月			
8 月				3 月			
9 月				合 計 (県内外別 割合)	(100%)	( %)	( %)
10 月							

〔種類： 〕

単位：m<sup>3</sup>、t、kg、kl

	処 分 予 定 数 量				処 分 予 定 数 量		
	計	県内物	県外物		計	県内物	県外物
4 月				11 月			
5 月				12 月			
6 月				1 月			
7 月				2 月			
8 月				3 月			
9 月				合 計 (県内外別 割合)	(100%)	( %)	( %)
10 月							

〔種類： 〕

単位：m<sup>3</sup>、t、kg、kl

	処 分 予 定 数 量				処 分 予 定 数 量		
	計	県内物	県外物		計	県内物	県外物
4 月				11 月			
5 月				12 月			
6 月				1 月			
7 月				2 月			
8 月				3 月			
9 月				合 計 (県内外別 割合)	(100%)	( %)	( %)
10 月							

産業廃棄物処分実績報告書

(あて先) 千葉市長

住所  
 処分業者 電話番号  
 氏名  
 (法人にあっては主たる  
 事業所の所在地、名称  
 及び代表者の氏名)

千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第15条の規定により次のとおり 年度  
 の処分計画書を提出します。

産業廃棄物 処理施設	名 称	
	所 在 地	
	処 分 の 方 法	1. 中間処理 ( ) 2. 最終処分 ( 型)
	処理能力又は残存容量	

産業廃棄物の処分実績量

単位：m<sup>3</sup>， t ， kg， kl

	処 分 実 績 数 量			処 分 計 画 数 量		
	合 計	県内物	県外物	合 計	県内物	県外物
4 月						
5 月						
6 月						
7 月						
8 月						
9 月						
10 月						
11 月						
12 月						
1 月						
2 月						
3 月						
合 計 (県内外別割合)	( 1 0 0 %)	( %)	( %)	( 1 0 0 %)	( %)	( %)

受 付 印

1. 種類別の処分実績量は、別紙に記載すること。
2. 処分実績数量及び処分計画数量の単位は、m<sup>3</sup>， t ， kg， kl の内該当するものを丸で囲むこと。
3. 処分計画数量は、最終処分に係る計画数量を記載すること（中間処理は、記載不要）。

許可番号	
------	--

産業廃棄物の処分実績量

[種類： ]

単位：m<sup>3</sup>， t， kg， kl

	処 分 実 績 数 量			処 分 計 画 数 量		
	合 計	県内物	県外物	合 計	県内物	県外物
4 月						
5 月						
6 月						
7 月						
8 月						
9 月						
10 月						
11 月						
12 月						
1 月						
2 月						
3 月						
合 計 (県内外別割合)	( 1 0 0 %)	( %)	( %)	( 1 0 0 %)	( %)	( %)

[種類： ]

単位：m<sup>3</sup>， t， kg， kl

	処 分 実 績 数 量			処 分 計 画 数 量		
	合 計	県内物	県外物	合 計	県内物	県外物
4 月						
5 月						
6 月						
7 月						
8 月						
9 月						
10 月						
11 月						
12 月						
1 月						
2 月						
3 月						
合 計 (県内外別割合)	( 1 0 0 %)	( %)	( %)	( 1 0 0 %)	( %)	( %)